

内閣告示第二号

令和元年十一月六日に発生した日本国に駐留するアメリカ合衆国空軍第三十五戦闘航空団所属戦闘機F-16戦闘機から模擬団が民有地に落下した問題に対し、我が国及び日本国に対する著しい敵対行為であり、また、その存在が我が国の存立に著しい影響を与えていることから、国家や企業に対する制裁に関する法律（令和元年第二号法律）第三条及び第七条に基づき、制裁対象を次のとおり指定する。

内閣総理大臣 トミイ長官

一 アメリカ合衆国空軍第三十五戦闘航空団

種別	期間
全面制裁	令和元年十一月十四日から（期間無制限）
本邦への如何なる行動等を禁じる	